○特別退職措置要綱の制定について

１　趣旨

この要綱は、人事の刷新、能率の向上及び財政負担の軽減並びに職員の生涯生活設計（ライフプラン）への支援を図るため、職員の特別退職措置の実施及びこれに伴う退職手当の基本額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

２　特別退職者

この要綱において、「特別退職者」とは、職員の退職手当に関する条例（昭和40年条例第４号。以下「条例」という。）第１条に規定する職員であって、年度の末日における年齢が55歳以上59歳以下（当該職員が職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第３号）第６条に規定する医師及び歯科医師である場合は、60歳以上64歳以下）のものを対象とする特別退職の勧奨に応じて退職するものをいう。

３　実施の手続

(１)　所属長の勧奨により特別退職者を募る。

(２)　特別退職者は、辞職願を所属長に提出し、所属長は、退職発令方を警務課を通じて本部長に進達するものとする。

４　退職発令日

３月31日

５　退職手当の基本額

特別退職者については、条例第５条から第５条の３まで及び第６条並びに附則第44項及び第46項の規定により計算した額の退職手当の基本額を支給する。